

○中能登町雇用促進奨励助成金交付要綱

平成27年3月24日

告示第22号

改正 平成27年8月6日告示第68号

平成27年12月1日告示第92号

平成30年3月1日告示第12号

令和2年3月10日告示第15号

令和3年2月12日告示第8号

令和4年3月8日告示第26号

(趣旨)

第1条 本町における雇用機会の拡大と雇用環境の充実を図るため、町内に住所を有する正規雇用労働者を雇用した事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号）及びこの告示により必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 町内で事業を営む事業者をいう。支店、工場等がある場合も含む。

(2) 正規雇用労働者 次のいずれにも該当する労働者をいう。

ア 事業者に直接雇用される者であって、当該事業者と期間の定めがない労働契約を締結していること。

イ 当該事業所において正規の従業員として位置づけられていること。

ウ 雇用保険の被保険者であること。

エ 社会保険の適用事業所に雇用されている場合は、社会保険の被保険者であること。

オ 事業主又は取締役若しくは監査役の2親等以内の親族でないこと。

カ 雇用開始日時点で60歳未満であること。

(3) 非正規雇用労働者 次のいずれかに該当する労働者（厚生労働省の行うトライアル雇用事業の助成金対象者は除く。）をいう。

ア 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和60年法律第88号) 第2条第2号に規定する派遣労働者

イ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者

ウ 契約、嘱託等労働契約期間を定めた契約で雇用された有期契約労働者  
(交付対象)

第3条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業者（以下「事業者」という。）が、次条に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）を雇用した場合に交付するものとする。

(1) 中能登町内で事業を営む中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。ただし、中能登町暴力団排除条例（平成24年中能登町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員を有する事業者については、この限りでない。

(2) 町税の納付義務があり、かつ、滞納のない事業者  
(対象労働者)

第4条 助成金の交付の対象となる労働者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 正規雇用労働者として雇用契約を締結した日（雇用契約書又は労働条件通知書に記載の日付をもって雇用契約を締結した日とする。以下「雇用開始日」という。）から6箇月以上、中能登町に住所を有する者であること。

(2) 対象労働者として事業者から第7条の規定により申請されたことがない者であること。

(3) 中能登町企業誘致条例（平成17年中能登町条例第169号）に規定する助成金の交付対象となっていない者であること。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、対象労働者1人に対し、100,000円とし、事業者が対象労働者を雇用開始日から6箇月以上継続して雇用した場合に、対象労働者1人目から助成金を交付する。

2 対象労働者が、雇用開始日においてその満年齢が40歳未満である場合は、前項の額に50,000円を加算して交付する。

3 事業者が、非正規雇用労働者を正規雇用した場合は、前2項の額に50,000円を加算して交付する。

4 事業者1年度あたり1,000,000円を上限とする。

(雇用開始届)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、対象労働者となり得る者を正規雇用した場合、すみやかに中能登町雇用促進奨励助成金交付申請に係る雇用開始届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の定めにより届出を行った者のほか、正規雇用している者が新たに町内に転入することにより、対象労働者となり得ることが分かった場合には、すみやかに届出書を町長に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる書類を添えて、中能登町雇用促進奨励助成金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）及び中能登町雇用促進奨励助成金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 対象労働者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (2) 非正規雇用労働者を正規雇用した場合は、正規雇用前の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (3) 対象労働者の雇用保険被保険者証の写し
- (4) 対象労働者の住民票の写し（申請書の提出日前2箇月以内に発行されたものに限る。）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 申請書は、雇用開始日から6箇月を経過した日から1年以内に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査して、その適否を中能登町雇用促進奨励助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、虚偽の申請又は不正な行為によって助成金の交付を受けた者がある

ときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成27年8月6日告示第68号)

この告示は、平成27年8月7日から施行する。

附 則 (平成27年12月1日告示第92号)

この告示は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月1日告示第12号)

この告示は、平成30年3月31日から施行する。

附 則 (令和2年3月10日告示第15号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月12日告示第8号)

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

附 則 (令和4年3月8日告示第26号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第6条関係)

様式第 2 号 (第7条関係)

様式第 3 号 (第8条関係)

様式第 4 号 (第7条関係)